

公告 第18号
令和5年4月1日

被保険者 各位

ロートグループ健康保険組合
理事長 瀬木 英俊



規約の一部変更について

ロートグループ健康保険組合規約の一部変更について、近畿厚生局より承認されましたので公告いたします。

記

1. 第4条別表1中「クオリテックファーマ株式会社 東京都港区」の次に
「インターステム株式会社 東京都八王子市」を加える。
2. 第30条理事会決議事項より（1）組合会に提出する議案を削る
3. 第47条予備費の費途
一般勘定に事務所費と雑支出を追加
介護勘定に雑支出を追加

変更箇所を別紙に記載

以 上

【別紙】

規約一部変更箇所 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧																																										
第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。 (別表1) 事業所の名称及び所在地 <table> <tr> <th>事業所の名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>エムジーファーマ株式会社</td><td>大阪府茨木市</td></tr> <tr> <td>株式会社 ケレス沖縄</td><td>沖縄県国頭郡大宜味村</td></tr> <tr> <td>農業生産法人有限会社やえやまファーム</td><td>沖縄県石垣市</td></tr> <tr> <td>株式会社はじまり屋</td><td>奈良県宇陀市</td></tr> <tr> <td>株式会社 北辰フーズ</td><td>北海道江別市</td></tr> <tr> <td>ロート製薬株式会社</td><td>大阪市生野区</td></tr> <tr> <td>摩耶堂製薬株式会社</td><td>兵庫県神戸市</td></tr> <tr> <td>株式会社ロートウェルコート</td><td>大阪府大阪市北区</td></tr> <tr> <td>クオリテックファーマ株式会社</td><td>東京都港区</td></tr> <tr> <td><u>インターステム株式会社</u></td><td><u>東京都八王子市</u></td></tr> </table>	事業所の名称	所在地	エムジーファーマ株式会社	大阪府茨木市	株式会社 ケレス沖縄	沖縄県国頭郡大宜味村	農業生産法人有限会社やえやまファーム	沖縄県石垣市	株式会社はじまり屋	奈良県宇陀市	株式会社 北辰フーズ	北海道江別市	ロート製薬株式会社	大阪市生野区	摩耶堂製薬株式会社	兵庫県神戸市	株式会社ロートウェルコート	大阪府大阪市北区	クオリテックファーマ株式会社	東京都港区	<u>インターステム株式会社</u>	<u>東京都八王子市</u>	第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。 (別表1) 事業所の名称及び所在地 <table> <tr> <th>事業所の名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>エムジーファーマ株式会社</td><td>大阪府茨木市</td></tr> <tr> <td>株式会社 ケレス沖縄</td><td>沖縄県国頭郡大宜味村</td></tr> <tr> <td>農業生産法人有限会社やえやまファーム</td><td>沖縄県石垣市</td></tr> <tr> <td>株式会社はじまり屋</td><td>奈良県宇陀市</td></tr> <tr> <td>株式会社 北辰フーズ</td><td>北海道江別市</td></tr> <tr> <td>ロート製薬株式会社</td><td>大阪市生野区</td></tr> <tr> <td>摩耶堂製薬株式会社</td><td>兵庫県神戸市</td></tr> <tr> <td>株式会社ロートウェルコート</td><td>大阪府大阪市北区</td></tr> <tr> <td>クオリテックファーマ株式会 社</td><td>東京都港区</td></tr> </table> (追加)	事業所の名称	所在地	エムジーファーマ株式会社	大阪府茨木市	株式会社 ケレス沖縄	沖縄県国頭郡大宜味村	農業生産法人有限会社やえやまファーム	沖縄県石垣市	株式会社はじまり屋	奈良県宇陀市	株式会社 北辰フーズ	北海道江別市	ロート製薬株式会社	大阪市生野区	摩耶堂製薬株式会社	兵庫県神戸市	株式会社ロートウェルコート	大阪府大阪市北区	クオリテックファーマ株式会 社	東京都港区
事業所の名称	所在地																																										
エムジーファーマ株式会社	大阪府茨木市																																										
株式会社 ケレス沖縄	沖縄県国頭郡大宜味村																																										
農業生産法人有限会社やえやまファーム	沖縄県石垣市																																										
株式会社はじまり屋	奈良県宇陀市																																										
株式会社 北辰フーズ	北海道江別市																																										
ロート製薬株式会社	大阪市生野区																																										
摩耶堂製薬株式会社	兵庫県神戸市																																										
株式会社ロートウェルコート	大阪府大阪市北区																																										
クオリテックファーマ株式会社	東京都港区																																										
<u>インターステム株式会社</u>	<u>東京都八王子市</u>																																										
事業所の名称	所在地																																										
エムジーファーマ株式会社	大阪府茨木市																																										
株式会社 ケレス沖縄	沖縄県国頭郡大宜味村																																										
農業生産法人有限会社やえやまファーム	沖縄県石垣市																																										
株式会社はじまり屋	奈良県宇陀市																																										
株式会社 北辰フーズ	北海道江別市																																										
ロート製薬株式会社	大阪市生野区																																										
摩耶堂製薬株式会社	兵庫県神戸市																																										
株式会社ロートウェルコート	大阪府大阪市北区																																										
クオリテックファーマ株式会 社	東京都港区																																										
第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 (削る 以後項番繰り上げ) (1) 常務理事の選任及び解任の同意 (2) 事業運営の具体的方針 (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 (4) この規約に定める事項 (5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの	第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 <u>(1) 組合会に提出する議案</u> (2) 常務理事の選任及び解任の同意 (3) 事業運営の具体的方針 (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 (5) この規約に定める事項 (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの																																										
第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金 (6) 営繕費 (7) 連合会費 <u>(8) 事務所費</u> <u>(9) 雑支出</u> 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 介護納付金 (2) 介護保険料還付金 <u>(3) 雑支出</u>	第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金 (6) 営繕費 (7) 連合会費 (追加) (追加) 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 介護納付金 (2) 介護保険料還付金 (追加)																																										
附 則 (施行期日) この規約は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u>	附 則 (施行期日) この規約は、令和4年4月1日から施行する。 (追加)																																										